

年 企 発 0812 第 1 号
令 和 8 年 8 月 12 日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年熊本地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に
関する指導等について

今般、「熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 314 号）（別添 1 参照）により、厚生年金保険の保険料等の納期限等が延長されることとなったところである。

令和 8 年熊本地震にて被災された被保険者を加入員等とする存続厚生年金基金（以下「厚基」という。）及び国民年金基金（以下「国基」という。）の事務処理に関しても厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましいので、次の事項に留意し、貴管下の厚基及び国基に対し御指導願いたい。

なお、厚基の掛金等の納期限については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「改正前厚年法」という。）第 141 条第 1 項において準用する改正前厚年法第 89 条により、国基の掛金等の納期限については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 134 条の 2 第 1 項において準用する同法第 95 条により、その例によることとされる国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条及び国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定により延長することができることとされている。

第1 厚基関係

1 掛金等の納期限の延長について

- (1) 延長の対象となる地域について
熊本県の一部の地域とすること。
- (2) 延長後の納期限について
別途厚生労働省告示で定める期日とすること。
- (3) 延長の対象となる掛金等について
令和8年7月28日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等とすること。
- (4) 延長の周知について
掛金等の納期限が延長された旨を納入告知書に同封する等、対象となる事業主等に周知が図られるよう徹底されたいこと。
- (5) 督促状の送付について
納期限が延長された掛金等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

2 掛金等の納付猶予について

- (1) 改正前厚年法第141条第1項において準用する改正前厚年法第89条によりその例によることとされる国税通則法第46条第1項の規定に基づき、熊本県の一部の地域に所在地がない設立事業所であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、災害が発生した日以降に納期限が到来する掛金等について、事業主からの申請に基づき、1年以内に限り掛金等の納付を猶予することができること。
- (2) 延長後の納期限内に掛金等を納付することができないと認められる場合についても、納付者からの申請に基づき、1年以内に限りその掛金等の納付を猶予することができること。
- (3) 口座振替を実施している被災設立事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。
- (4) その他の納付相談等の対応については、厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましいので、「令和8年熊本地震における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について」（令和8年8月12日付け年管発0812第1号）（別添2参照）を参考にされたいこと。

3 規約変更に伴う認可申請等について

- 熊本県の一部の地域に所在地のある厚基が行う規約変更について、代議員会の開催が困難な場合は、理事長専決により行うこととしても差し支えないこと。
- ただし、次回の代議員会で必ず専決内容を報告すること。

4 年金等の給付に係る事務について

(1) 年金等の請求手続きについて

熊本県の一部の地域に住所地を有する受給権者に係る年金等の裁定請求については、添付書類等の簡略化等、弾力的に取り扱うこと。

(2) 現況届について

熊本県の一部の地域に住所地を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長するよう指導されたいこと。

(3) 支払通知書等の再交付について

被災による支払通知書等の亡失等のため、受給権者又は受給者が再交付申請をしたときは、速やかに再交付するよう指導されたいこと。

第2 国基関係

1 掛金等の納期限の延長について

対象地域、延長後の納期限、延長の対象となる掛金等については、国基の公示により定めることとなるが、その地域等については第1の1のとおりとすること。

ただし、第1の1(4)にある「納入告知書に同封する等、対象となる事業主等」は、「加入員」と読み替えること。

2 再加入員の取扱いについて

(1) 被災した加入員であった者であって、災害に伴う国民年金保険料の免除等を受けた者が、国民年金保険料の免除等が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行った場合については、国基の掛金は従前の額として取り扱うことができるよう所要の措置を講ずるよう指導されたいこと。

(2) (1)により再加入の申出があった場合は、国民年金保険料免除申請承認通知書等により、国民年金保険料の免除等の対象者であることを確認するよう指導されたいこと。

3 掛金の額の上限について

国民年金基金令（平成2年政令第304号。以下「国基令」という。）第34条の規定により掛金の上限額は1月につき68,000円とされているところであるが、同令第35条第1項の特例に該当する場合の掛金の上限額は、所定の期間に限り、1月につき102,000円とすることができること。

なお、当該上限額については、令和8年12月1日から、国基令第34条に規定する掛金の上限額が月額75,000円に、また、同令第35条第1項の特例に該当する場合の掛金の上限額が月額112,500円に、それぞれ引き上げられることとされている。

4 年金等の請求手続きについて

熊本県の一部の地域に住所地を有する受給権者に係る年金等の裁定請求等については、第1の4と同様に取り扱うこと。

第3 その他

1 周知について

厚基及び国基が、今般の取扱いを加入員等に対し、十分周知するよう指導されたいこと。

2 災害に対する協力依頼について

被災者の収容等が可能な保養施設等を保有している厚基がある場合には、被災者救済のための協力をお願いされたいこと。

○厚生労働省告示第三百十四号

健康保険法（正十一年法律第七十号）第百八十三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第百二十三号）第六十二条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）以下「整備法」という。）第十九条第三項又はは石綿による健康被害救済法の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十三年政令第百三十五号）第三条第三項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。）の特例法（平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法）を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所又または主たる事務所のある所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三章に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年度厚生年金等有者改正法附則第三条第十一項に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条第三項の規定による被保険者（同年第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定による基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事業所の所在地を有する事業主に係るものと並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは令和八年七月二十八日に係るもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

熊 本 県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町	指 定 地 域
-------	-----------------------------	---------

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震における厚生年金保険料等に関する
納期限の延長について

令和 8 年熊本地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、本日、別添のとおり、厚生労働省告示第 314 号が公布されたので了知されたい。

また、下記により、対象地域の適用事業所等には、改めてホームページへの掲載やお知らせの送付等により周知を図るとともに、適用事業所等からの相談等に当たっては、保険料等の納付の猶予等の措置の活用を含め、適用事業所等の実情を踏まえ適切に対応されたい。

記

1. 納期限の延長の対象となる保険料等

(1) 対象保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（令和 8 年 7 月 28 日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）
- ・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（高齢任意加入被保険者、第四種被保険者の保険料及び厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1 号加算金及び 2 号加算金を含む。）
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）

(2) 延長の対象となる納期限の保険料等

令和 8 年 7 月 28 日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する保険料、子ども・子育て拠出金及び特例納付保険料。

2. 対象地域

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

3. 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、災害の復旧状況等を踏まえ、別途、厚生労働省告示で定める。

4. 納期限の延長等の周知

事業主等には「お知らせ」等を別途送付するなどにより周知を図るとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等において十分に周知を図ること。

5. 督促状等の送付

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。また、滞納事業所等についても、来所通知書等による納付督促、財産調査及び滞納処分（倒産に係る繰上徴収や破産事件、競売事件等、他官公庁への交付要求を除く）については、納付の猶予等の適用や緊急的な対応が必要な場合を除き、原則として差し控えること。

6. 口座振替による納付を申し出ている事業所等

対象の地域にある事業所等については、毎月月末に行っていた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間は原則として行わないこと。

なお、口座からの引き落としが停止となっている事業主から、口座振替による納付を行いたい旨の申出があった場合は、口座からの引き落としを可能とする。

7. 金融機関の窓口で納付している事業所等

金融機関の窓口で毎月納付している事業所等に送付した納入告知書には、対象の地域であっても延長前の納期限（令和8年6月分保険料等は令和8年7月31日納期限）が記載されており、納期限の延長に伴い、当該納期限についても延長されることについて周知すること。

8. 納付相談等の対応

被災に伴い、保険料等の納付に関する電話相談や来所に際しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、厚生年金保険料等の納期限の延長及び納付の猶予等を丁寧に説明した上で、適切な対応に留意すること。

また、対象の地域以外の地域にある事業主等であっても、今般の災害により納期限までに保険料等の納付が困難な場合には、年金事務所に申請することにより、納付の猶予等の措置を受けることが可能であり、最寄りの年金事務所にご相談いただくよう、事業主等に周知を図ること。

なお、国税通則法第46条第2項に規定する納付の猶予の適用にあたっては、税務署、都道府県、市区町村又は都道府県労働局等に提出された国税、地方税又は労働保険料等の猶予申請書（「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄）や財産収支状況書等の写しを添付することにより、申請書の記載の一部や財産収支状況書等の添付を省略できることとする。

官報

(号外)
発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（**子ども家庭庁一五**）
- 熊本県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する件（**財務二二六**）
- 熊本県の一部の地域における関税に関する申告期限等を延長する件（**国税庁二二**）
- 令和八年熊本地震による災害に関し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件（**同二二**）
- 熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（**厚生労働三一三**）
- 熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（**同三一四**）

○令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**経済産業・環境五**）

○令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**環境三八**）

その他告示

○子ども家庭庁告示第十五号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。

令和八年八月十二日

子ども家庭庁長官 藤原 朋子

対象となる特定権利利益

対象者

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十條第一項の規定に基づく療育の給付	令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）第六条第一項の規定に基づき養子縁組あっせん事業の許可	特定被災区域内に事業所を有する者

○財務省告示第二百三十六号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、令和八年熊本地震が発生した日（令和八年七月二十八日）において次に掲げる地域に住所又は居所を有していた者に係るもので、その期限が同日以後に到来するものについては、その期限を別途財務省告示で定める日まで延長する。

令和八年八月十二日

財務大臣 片山さつき

都道府県	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町

○国税庁告示第二十一号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの（その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限り、その期限が令和八年七月二十八日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

令和八年八月十二日

国税庁長官 青木 孝徳

熊 本 県		都道府県名	
八代市	宇土市	指 定 地 域	
宇城市			
八代郡氷川町			

○国税庁告示第二十二号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第百六十号）第一条（特定非常災害の指定）の規定により特定非常災害として指定された令和八年熊本地震による災害に關し、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の五第一項（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）の規定に基づき国税庁長官が令和八年熊本地震による災害の状況及び令和八年熊本地震による災害に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に關する期限の延長の状況を勘案して別に定める日は、国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定の適用を受けた事業者（同条第三項の規定の適用を受けたものを除く。）については熊本県の一部の地域における国税に關する申告期限等を延長する件（令和八年国税庁告示第二十一号）に規定する別途国税庁告示で定める期日（以下「指定期日」という。）とし、同条第三項の規定の適用を受けた事業者については同項の規定に基づき税務署長が指定した日とし、これらの事業者でないものについては指定期日を勘案して別途国税庁告示で定める日とする。

令和八年八月十二日

国税庁長官 青木 孝徳

○厚生労働省告示第三百十三号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

令和八年八月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例
確定拠出年金法施行規則第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

一次の表に定める地域（次号において「指定地域」という。）に所在地を有する実施事業所の事業主が、令和八年七月二十八日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

二 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、令和八年七月二十八日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合

都道府県名		指 定 地 域	
熊 本 県	八代市		
	宇土市		
	宇城市		
	八代郡氷川町		

○厚生労働省告示第三百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和十五年法律第百二十三号）第六十二条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限り）、及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所のある事業主が、令和八年七月二十八日から確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

令和八年八月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

都道府県名		指 定 地 域
熊 本 県	八代市	
	宇土市	
	宇城市	
	八代郡氷川町	